千葉県福祉のまちづくり条例施行規則の改正概要

1 改正の趣旨

県では、千葉県福祉のまちづくり条例において、不特定多数の人が利用する建築物等のうち「福祉のまちづくり」を推進する施設を用途、規模により特定施設として定め、新築等をしようとする場合は、あらかじめ知事等に届け出るよう求めています。

平成28年4月1日から改正電気事業法が施行され、一般電気事業者に限られていた家庭等への電気の小売が自由化されることに合わせて、小売電気事業を営む店舗を千葉県福祉のまちづくり条例施行規則の届出対象施設とするため、所要の改正を行います。

また、他法令の引用部分の条項ずれ及び法令番号を修正します。

2 改正内容

(1) 電気事業法の一部改正関係

届出対象施設を「電気事業法に規定する一般電気事業を営む店舗」から「電気事業法に規定する小売電気事業を営む店舗」に改めます。

(2) 他法令の引用部分の条項ずれ及び法令番号関係

介護保険法の引用部分の条項ずれの修正並びに農林中央金庫法及び日本銀行法の法令番号を修正します。

3. 施行期日

平成28年4月1日